**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県鹿児島市玉里町三四〇六番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市玉里町五番一三号　被相続人　亡　冨谷　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

事務所鹿児島県鹿児島市山下町一二番五号　藤崎ビル二階森法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大毛　裕貴

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年十一月二十一日

一、墳墓等所在地　京都市北区出雲路俵町一三番地及び二二番地

一、墳墓等の名称　明光寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　京都市北区上御霊上江町二四三番地　明光寺　住職　浅田　良純

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整備のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年十一月二十一日

一、墳墓等所在地　兵庫県丹波市春日町多田一　墳墓等の名称　殿山墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

一　改葬を行おうとする者　兵庫県丹波市春日町多田一〇九二番地　殿山墓号代表　多田　雅拓

**旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告**

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一五〇五号　昭和五十七年一月二十八日

㈡　商号　近畿日本ツーリスト個人旅行販売株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　近畿日本ツーリスト個人旅行販売株式会社　東京都千代田区東神田一丁目七番八号　代表取締役　田口　久喜

㈣　主たる営業所の称及び所在地　本社営業所　東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十六年十月十七日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億二千万円及び百万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第９条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して①の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成26年11月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①旅の四季　②地域限定旅行業務　③宮城県知事登録旅行業地域―362号　④旅の四季　宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南２丁目20番地の７　穀田雄一（代表）　⑤旅の四季　宮城県仙台市宮城野区福田町南１―４―34　⑥平成26年３月18日　⑧平成26年９月25日　⑩100万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南２丁目20番地の７　旅の四季　代表　穀田雄一

C　①株式会社ベストワンドットコム　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5693号　④株式会社ベストワンドットコム　東京都渋谷区松濤一丁目７番26号　代表取締役　澤田秀太　⑤本社営業所　東京都新宿区新宿６―７―１エルプリメント新宿108　⑥平成17年12月14日　⑨平成26年５月22日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区松濤一丁目７番26号　株式会社ベストワンドットコム　代表取締役　澤田秀太

平成二十六年十一月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　一般社団法人日本旅行業協会　会長　田川　博己

**債権申出の催告（第三回）**

当社規約型企業年金は、平成二十六年九月二十六日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十一日

大阪府箕面市船場西二―二―二ニューエリモビル八Ｆ　株式会社はなまる　規約型確定給付企業年金清算人　余田　博史